

みなみの風こども園 運営規定

(目的)

第 1 条 本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子ども(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。)に対する教育、並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が 図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条

- (1)健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
- (2)集団生活の中で子ども達が自己を発揮できるように総合的に保育・教育を行う。
- (3)子ども一人ひとりの特性と発達の課題に配慮し、子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構築し、豊かな遊びを通して総合的な保育・教育を行う。
- (4)地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- (5) 志免町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年志免町条例第 19 号）のほか、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守し施設の運営を行うものとする。

(提供する教育・保育の内容)

第 3 条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行う。

- (1)特定教育・保育 第 8 条に規定する時間において、教育・保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) その他教育・保育に係る行事等
- (4) 一時預かり事業、延長保育の実施

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 本園に置く職員の職種、員数は、以下の通りとする。() 内は、設置しない場合もある。

園 長	1 名
(副園長	1 名)
主幹保育教諭	2 名
保 育 教 諭	11 名
(保 育 士	名)
(保育補助	1 名)
(栄養士	1 名)

調 理 員 2 名
事 務 1 名

(教育・保育を行う日及び時間帯)

第 5 条

(1) 本園の教育・保育を行う日は次の通りとする。

【1号認定こども】

月曜日～金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及びお盆休み（8月13日～8月15日）・年末年始（12月29日～1月4日）を除く。

【2号及び3号認定こども】

月曜日～土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及びお盆休み（8月13日～8月15日）・年末年始（12月29日～1月4日）を除く。

(2) 教育・保育を行う時間

①教育標準時間認定に係る教育・保育時間 8時30分から 13時30分とする。ただし、8時から 18時30分までの範囲内で一時預かりを実施する。

(2)保育標準時間認定に係る教育・保育時間 7時30分から 18時30分までの間で保護者が保育を必要とする時間。ただし、19時30分までの範囲内で必要に応じ延長保育を実施する。

(3)保育短時間認定に係る保育時間 9時00分から 17時00分までの間で保護者が保育を必要とする時間。ただし、7時30分から 19時30分までの範囲内で必要に応じ延長保育を実施する。

(4)土曜日の保育時間 土曜日に保育を必要とするものは、事前に園に対し利用申し込みを行う
ただし土曜日の保育提供時間は、8時から 18時までとする。

(利用者負担その他の種類)

第 6 条

(1) 本園においては、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

(2) 本園においては次の通り実費を徴収する。

教材費 1,500 円(0才)～9,000 円(5才) 行事関連費(年額)3,000 円

(子どもの区分ごとの利用定員)

第 7 条 本園の子ども・子育て支援法第 3 1 条 1 項の利用定員は次の通りとする。

1号認定	幼稚園機能	満3才	3名	3才	4人	4～5才	8人
2号認定	保育園機能	3才	8人	4～5才	16人		
3号認定		0才	7人	1～2才	16人		

(利用の開始および終了に関する事項等)

第 8 条

(1) 入園

①園への入園を希望する 1 号認定子どもに該当する児童の保護者は、入園申込書を園長に提出するものとする。

- ② 園長は、前項の入園申込書が提出されたときは、原則として先着順により選考を行うものとする。
- ③ 園長は、前項の選考の結果、内定した児童については、入園決定通知書によりその旨を保護者に通知するものとする。
- ④ 園長は、市町村による利用の調整があった場合には、これに応じるものとする。

(2) 退園

- ① 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、園長へ退園届を提出するものとする。
- ② 園長は、次のいずれかに該当する場合には、利用児童を退園させることができる。
 - * 保護者から退園届が提出されたとき
 - * 2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - * その他、保育料の滞納等、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- ③ 園長は、前項の規定により退園を決定したときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第9条

- ① 地震や台風等の災害時には休園や早めの閉園、お迎えなどをお願いするものとする。

事前の予報で予測がつくものは、状況に応じてプリントを配布し、園の公式ブログやSNSも併用して告知するものとする。
- ② 当園における災害時の避難場所は次のとおりとする。
 - 第1避難場所 西地区ボランティアセンター（上亀山駅跡公園となり）
 - 第2避難場所 志免西小学校
- ③ 引き渡しについて

災害等の発生後のこどもの引き渡しは、原則として当園で行うものとする。ただし、災害の状況によっては現地で引き渡す場合もあることとする。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ずこどもを宿泊させることとする。

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、こどもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行うものとする。
- ④ その他緊急時は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び志免町に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 本園は園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行う。

(その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項)

第11条 その他本園の運営、利用に関する重要事項は、毎年度発行する園生活のしおり（重要事項説明書）に準じるものとする。